

葛尾村移住支援金 支給要件

葛尾村移住支援金を申請するためには、「1. 移住等に関する要件」を満たし、さらに、「2. 就業に関する要件」、「3. テレワークに関する要件」、「4. 関係人口に関する要件」、「5. 起業に関する要件」のいずれかに該当し、さらに、世帯の申請をする場合には「6. 世帯に関する要件」を満たす必要があります。

1. 移住等に関する要件

ア 移住元に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区に通勤していたこと。

(ウ) ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 令和2年4月1日以降に村に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他福島県及び村長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2. 就業に関する要件は、次に掲げるア又はイのいずれかに該当すること。

ア Fターン就業の場合は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、対象法人の求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において、当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ プロ人材の場合は、福島県が地方創生推進交付金を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件は、次に掲げるア及びイに該当し、村長が本事業における関係人口であると認める者

ア 関係人口の対象範囲は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 福島県、村又は村の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した者

(イ) 村内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者

(ウ) 多拠点で生活しており、村を主たる拠点としている者

(エ) 村が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録している者

イ 就業要件等は、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(ア) 福島県内の企業に就業し、かつ次の要件を全て満たすこと。

a 週 20 時間以上の無期雇用契約であること。

b 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。

(ウ) 福島県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(5) 起業に関する要件は、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和2年4月1日以降に葛尾村に転入したと。

エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※1 東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※2 条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

東京圏の条件不利地域は次のとおり

- ・東京都: 檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県: 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南朝
- ・神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村

以上